現場代理人等通知書・変更通知書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 　　　　年　　月　　日 |
| 商号又は名称 |  |

現場代理人等を定め、又は変更したので、契約書の規定に基づいて通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約番号  |  | 当初契約年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 工事・業務名 |  |
| 元請金額  | 円（税込） |
| 下請予定金額 | 円（税込） |
| 【複数件一括契約の場合】全ての契約の下請予定金額の合計 | 円（税込） | 【複数件一括契約の場合】他の契約番号 |  |  |
|  |  |

※　「下請予定金額」欄には、工事の下請の金額を記入してください。この金額が４千５百万円（建築一式工事は７千万円）以上となる場合は、法令上、特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現場代理人 | 氏名 | 生年月日 |
| 監理技術者 | 氏名 | 生年月日 |
| □監理技術者補佐□主任技術者 | 氏名 | 生年月日 |

※　契約課用と工事担当課用の各１部を契約課に持参してください。（複数件一括契約の場合は、それぞれに部数を用意してください。）

※　入札時の技術者配置予定調書と異なる技術者を配置する場合は、次の書類を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡、重篤な傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者を配置するとき | 真にやむを得ない理由等を確認できる書類 |

※　工期中に技術者を交代させる場合は、次の書類を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡、重篤な傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき | 真にやむを得ない理由等を確認できる書類 |
| 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場から現地に現場が移行する場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、工事担当課と事前に合意したとき | 工事担当課と合意したことを確認できる打合せ簿等（契約課のみ） |

※　監理技術者補佐を配置して監理技術者が他の工事（本市が認めたものに限ります。）の監理技術者を兼任する場合は、監理技術者の兼任に関する誓約書を提出してください。

※　現場代理人は、当該工事等のみを担当し、現場に常駐する義務がありますが、請負金額（税込）が４千万円未満（建築一式工事では８千万円未満）で、現場の運営、取締り、施工及び権限の行使に支障を生じさせず、工事担当課との連絡体制を常に確保できる場合で、例外として複数の工事等を兼任しようとするときは、現場代理人の兼任に係る誓約書を提出してください。

　　現場代理人を交代させる場合は、工事担当課と合意したことを確認できる打合せ簿等を添付してください。（契約課のみ）

※　共同企業体の場合は、代表者である構成員がまとめて提出してください。

（市役所・住宅供給公社用　令和６年４月）